

湧別町水防計画

令和6年12月

湧別町

<湧別町水防計画>

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 水防責任の大綱	1
第3節 安全配慮	2
第2章 水防組織と機構	
第1節 町の組織と機構	3
第2節 隣接市町水防管理団体及び警察官の応援	8
第3章 重要水防区域及び水防施設	
第1節 重要水防区域の指定	9
第2節 浸水想定区域	12
第3節 水防施設	13
第4章 予報及び警報等の伝達	
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	16
第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等	17
第3節 指定河川洪水予報	20
第4節 水防警報	22
第5章 雨量・水位等通報・公表	
第1節 水位等の通報・公表	24
第6章 通信連絡	
第1節 水防通信網の確保	26
第7章 水防活動	
第1節 水防配備	27
第2節 巡視及び警戒	29
第3節 警戒区域	30
第4節 水防作業	30
第5節 避難及び立退き	31
第6節 非常輸送	31
第7節 決壊・越水通報	31
第8節 水防解除	32

第 8 章	協力及び応援	
第 1 節	河川管理者の協力	33
第 2 節	水防管理団体相互間の応援	33
第 3 節	警察官の援助要求	33
第 4 節	自衛隊の派遣要請	34
第 9 章	水防信号、水防標識等	
第 1 節	水防信号	35
第 2 節	水防標識	36
第 3 節	身分証票	36
第 10 章	費用負担と公用負担	
第 1 節	費用負担	37
第 2 節	公用負担	37
第 11 章	水防報告	
第 1 節	水防報告	40
第 12 章	公務災害補償	
第 1 節	公務災害補償	40
第 13 章	水防訓練	
第 1 節	水防訓練	40
第 14 章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水防止のための措置	
第 1 節	浸水想定区域の避難確保等	41

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、湧別町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防責任の大綱

法に定める水防に関係ある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1. 湧別町

法第3条の規定に基づき、町の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。

2. 遠軽地区広域組合消防署湧別出張所及び上湧別出張所並びに湧別町消防団

遠軽地区広域組合消防署湧別出張所及び上湧別出張所並びに湧別町消防団は、町と密接な連絡をとり、その区域における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

3. 北海道（オホーツク総合振興局）

(1) 北海道（オホーツク総合振興局）は、水防管理団体が行う水防が、十分に効果を発揮するように指導に努めるものとする。

(2) 知事（総合振興局長）は次に掲げる通知を受けたときは、直ちに水防管理者等にその内容を通知するものとする。

ア. 法第10条第1項の規定により、気象庁長官（網走地方気象台長）が気象の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合。

イ. 法第10条第2項の規定により、北海道開発局網走開発建設部長が網走地方気象台長と共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合。

ウ. 法第16条第2項の規定により、指定した河川につき網走開発建設部長が発表する水防警報を受けた場合。

4. 網走開発建設部遠軽開発事務所

(1) 洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

(2) 網走開発建設部の所管する雨量、水位観測所において、観測した雨量、水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。

5. オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所

洪水等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。

6. 居住者等の義務

法第24条の規定に基づき、本町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者、又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。

第3節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

1. 安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時には通信機器やラジオ等を携行し、安否確認や最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (3) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (4) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (8) 津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保するまでは、原則として退避を優先する。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 水防組織と機構

第1節 町の組織と機構

1. 組織

町は、水防に係りのある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまでは、町は役場に水防本部を設置し水防に関する事務を処理するものとする。なお、町に湧別町災害対策本部条例（平成21年条例第173号）に定める災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課で行うものとする。

2. 水防本部員会議

湧別町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）第2章第2節「5.本部員会議」を準用する。

3. 水防本部組織

水防本部組織は、次のとおりとする。

(組織図)



4. 水防本部の業務分担

本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

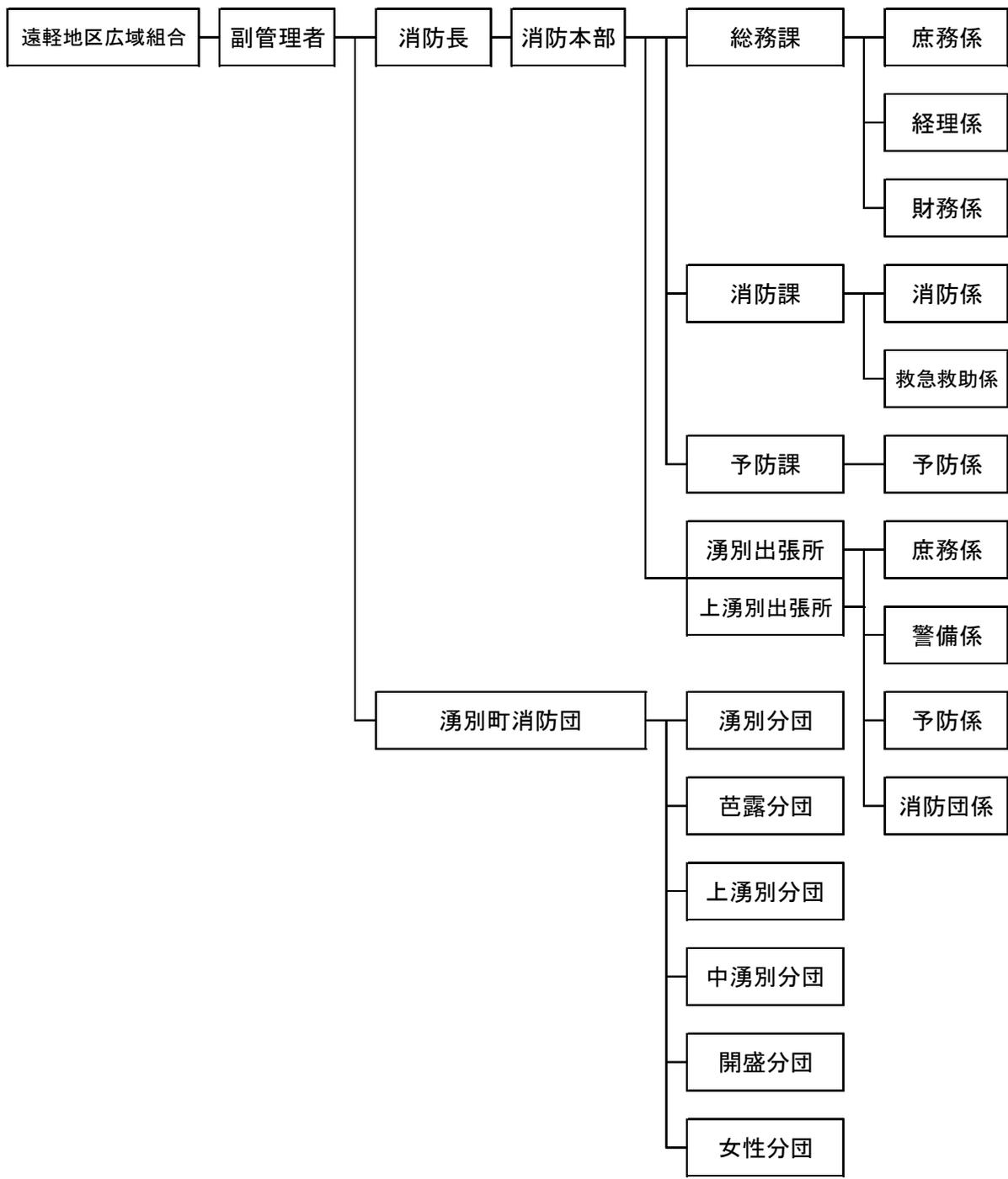
部 班 名		対 策 業 務
総務 対策 部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防本部の設置と運営に関すること。 2. 本部会議に関すること。 3. 水防本部要員招集に関すること。 4. 自衛隊の派遣要請に関すること。 5. 関係機関及び近隣市町村への応援要請に関すること。 6. 水害の記録及び報告に関すること。 7. その他各部に属さない事項。
	連絡記録班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水害広報に関すること。 2. 水害記録写真撮影に関すること。 3. 住民に対する警報、避難命令、解除等の広報に関すること。 4. 各部、班及び関係機関の連絡調整に関すること。 5. 自主防災組織、その他関係機関との連絡調整に関すること。 6. 水害等の予警報及び気象情報等の収集、伝達に関すること。 7. 各班の水害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ本部に報告すること。
現地 対策 部	水防班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川の常時巡視、警戒に関すること。 2. 水防施設の巡視、警戒に関すること。 3. 通行不能箇所の調査及び通行経路の決定に関すること。 4. 応急対策資材の確保に関すること。 5. 水害地の応急措置に関すること。 6. 水防資材、応急資材の輸送に関すること。
	建物対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 浸水建築物の調査及び応急対策に関すること。 2. 応急仮設住宅の設置に関すること。 3. 水災時の建築用資材の確保に関すること。 4. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
	上下水道対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 水災時における応急給水に関すること。
	産業対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業施設、農作物等の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 被害作物、被災家畜の防疫及び衛生に関すること。 3. 家畜の避難対策及び飼料の確保に関すること。 4. 治山、林道、林業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5. 水産関係施設、水産資源等の被害調査及び応急対策に関すること。 6. 商工施設、商品等の被害調査及び応急対策に関すること。 7. 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8. 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等関係機関との連絡調整に関すること。

文教対策部	文教対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 児童生徒の避難誘導に関すること。 3. 社会教育、体育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 社会教育、体育施設等の入場者の避難誘導に関すること。
避難救護対策部	避難所設置班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難施設の設置計画及び実施に関すること。 2. 被災者の受入れに関すること。 3. 水害時の医療及び助産に関すること。 4. 避難者の健康管理及び保健指導に関すること。 5. 避難所の炊き出し、食糧の給与に関すること。 6. 救援物資の調達、給与に関すること。
	救護対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の救助計画及び実施に関すること。 2. 救助機関との連絡調整に関すること。 3. 特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、ケアハウス来夢入居者の避難誘導の連絡調整に関すること。 4. 保育所児の避難誘導に関すること。 5. 独居老人等の避難誘導に関すること。 6. 行方不明者の捜索に関すること。 7. 被災地の死体捜査及び処理埋葬に関すること。
環境整備部	環境整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災地の防疫及び清掃に関すること。 2. 被災地の環境保全に関すること。（ごみ等の処分） 3. 被災者の被害地への立入り制限に関すること。 4. 被災地の死亡獣畜処理に関すること。 5. 家庭動物等対策に関すること。

5. 消防機関の組織

水防本部組織は、次のとおりとする。

【消防機関の組織図】



(消防機関の水防分担区域)

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域以外の区域であっても、消防団長が必要と認め指示したときは、直ちに出勤し現地水防活動にあたるものとする。

区域名	担当河川名	担当分団	責任者	人員	連絡先
湧別市街 川西 信部内 緑蔭 登栄床 東 福島	湧別川 中ノ沢川 シブノツナイ川 信東川 東ノ沢川 ポント川 テイネ川 (その他担当区域内の小河川)	湧別分団	湧別分団長	32人	湧別出張所
芭露 上芭露 西芭露 東芭露 志撫子 計呂地	芭露川 本間沢川 ポン川 キナウシ川 西の沢川 志撫子川 計呂地川 (その他担当区域内の小河川)	芭露分団	芭露分団長	30人	
中湧別	湧別川(中湧別の範囲) 中土場川 ヌッポコマナイ川 (その他担当区域内の小河川)	中湧別分団	中湧別分団長	33人	上湧別出張所
上湧別	湧別川(上湧別の範囲) 富美川 (その他担当区域内の小河川)	上湧別分団	上湧別分団長	34人	
開盛	湧別川(開盛の範囲) サナブチ川 (その他担当区域内の小河川)	開盛分団	開盛分団長	19人	

第2節 隣接市町水防管理団体及び警察官の応援

1. 隣接市町水防管理団体の応援

水防管理者は法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは隣接水防団体に対して応援を求めるものとする。

湧別町水防管理者	要請先	電話
	紋別市水防管理者	0158-24-2111
	遠軽町水防管理者	0158-42-4811
	佐呂間町水防管理者	01587-2-1213
	紋別地区消防組合	0158-23-0119
	遠軽地区広域組合	0158-42-2050

2. 警察官の応援

水防管理者は法22条の規定に基づき、水防のため必要があるときは、警察官の出動を要請するものとする。

要 請 先	
担 当	電 話
遠軽警察署（警備係）	0158-42-0110
湧別駐在所	5-2342
芭露駐在所	6-2016
中湧別駐在所	2-2034
上湧別駐在所	2-2517

第3章 重要水防区域及び水防施設

第1節 重要水防区域の指定

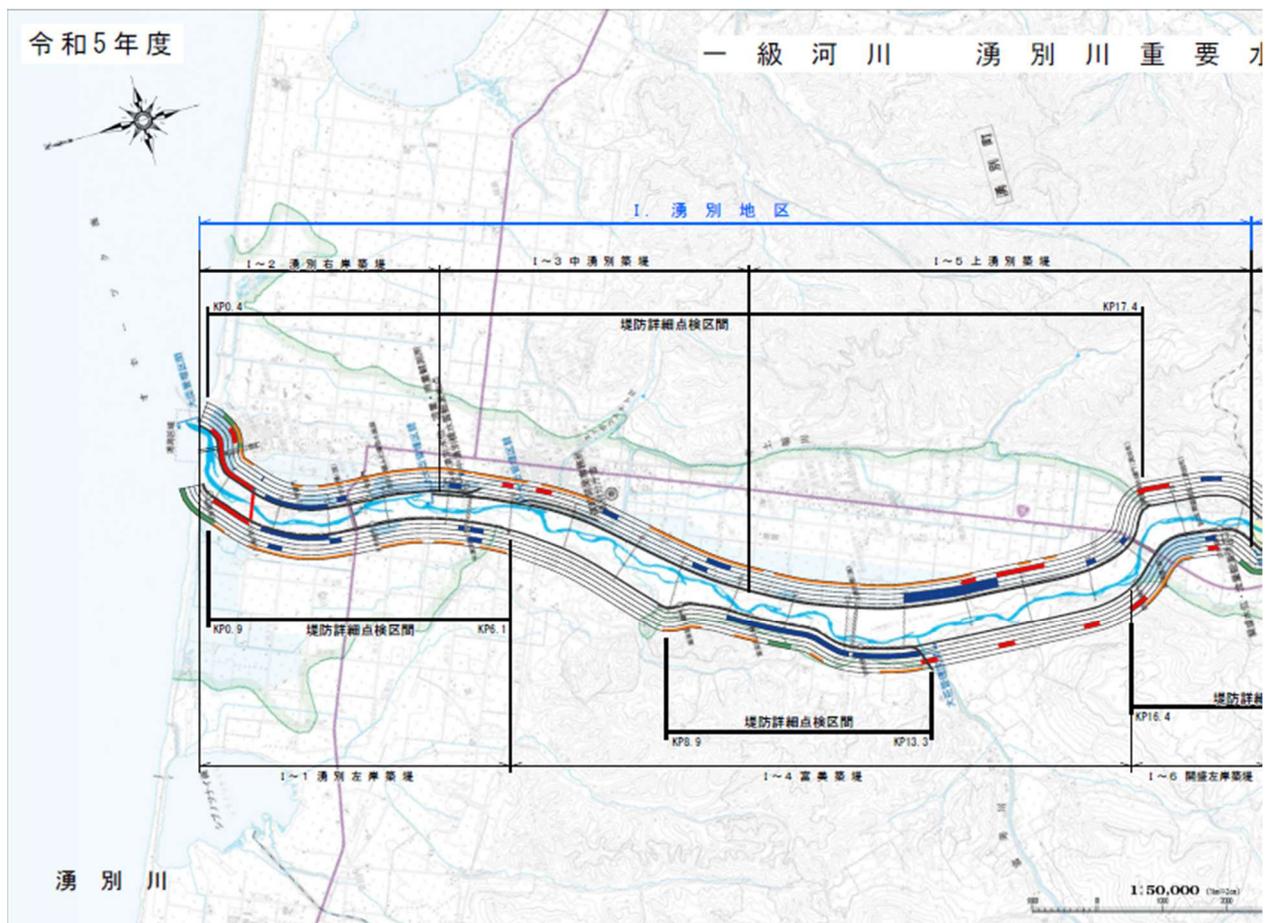
1. 重要水防区域の指定

(1) 湧別川で水防上、特に重要な警戒防御区域は、次に定めるとおりとする。

(令和6年10月末現在)

河川名	岸別	評 定 基 準		築 堤 名	距 離 標 k m	延 長 k m	計 画 高 水 位 m	計 画 築 堤 高 m	現 況 築 堤 高 m
		種 別	重要度						
湧別川	左岸	越水・溢水	A	湧別左岸築堤	1.00～1.61	0.61	4.55	6.05	6.32
〃	左岸	越水・溢水	B	湧別左岸築堤	1.80～3.00	1.20	5.79	7.29	7.93
〃	右岸	越水・溢水	A	湧別右岸築堤	0.20～1.60	1.40	4.30	5.80	6.02
〃	右岸	越水・溢水	B	湧別右岸築堤	1.60～1.61	0.01	4.83	6.33	6.79
〃	右岸	越水・溢水	B	湧別右岸築堤	1.80～3.00	1.20	5.79	7.29	7.97
〃	左岸	堤体漏水	B	湧別左岸築堤	3.00～3.20	0.20	6.48	7.98	8.92
〃	左岸	堤体漏水	B	湧別左岸築堤	5.20～5.34	0.14	11.24	12.74	13.03
〃	左岸	堤体漏水	B	湧別左岸築堤	5.40～5.60	0.20	11.78	13.28	13.71
〃	左岸	堤体漏水	B	富美築堤	10.00～12.12	2.12	27.76	29.26	29.74
〃	左岸	堤体漏水	B	富美築堤	12.20～13.20	1.00	32.92	34.42	35.26
〃	左岸	堤体漏水	B	開盛左岸築堤	18.40～18.60	0.20	54.04	55.54	56.37
〃	右岸	堤体漏水	B	湧別右岸築堤	3.20～3.43	0.23	6.71	8.21	9.23
〃	右岸	堤体漏水	B	中湧別築堤	5.00～5.20	0.20	10.81	12.31	12.96
〃	右岸	堤体漏水	B	中湧別築堤	9.20～9.40	0.20	21.97	23.47	23.95
〃	右岸	堤体漏水	B	上湧別築堤	13.00～14.60	1.60	37.38	38.88	39.81
〃	右岸	堤体漏水	B	上湧別築堤	16.00～16.20	0.20	45.87	47.37	48.40
〃	右岸	堤体漏水	B	上湧別築堤	17.00～17.19	0.19	49.12	50.62	50.93
〃	右岸	基礎地盤漏水	B	上湧別築堤	13.00～14.60	1.60	37.38	38.88	39.81
〃	左岸	水衝・洗掘	B	湧別左岸築堤	2.00～2.20	0.20	5.27	6.77	7.29
〃	左岸	水衝・洗掘	B	湧別左岸築堤	5.40～5.60	0.20	11.78	13.28	13.71
〃	左岸	水衝・洗掘	A	富美築堤	13.20～13.40	0.20	35.15	36.65	—
〃	左岸	水衝・洗掘	A	富美築堤	14.40～14.60	0.20	39.74	41.24	—
〃	左岸	水衝・洗掘	A	富美築堤	15.80～16.00	0.20	45.18	46.68	—

〃	左岸	水衝・洗掘	A	富美築堤	16.40~16.60	0.20	47.51	49.01	-
〃	左岸	水衝・洗掘	A	開盛左岸築堤	18.40~18.60	0.20	54.04	55.54	56.37
〃	右岸	水衝・洗掘	A	湧別右岸築堤	0.40~0.50	0.10	4.04	5.54	5.82
〃	右岸	水衝・洗掘	B	湧別右岸築堤	1.60~1.61	0.01	4.83	6.33	6.79
〃	右岸	水衝・洗掘	A	中湧別築堤	5.80~6.00	0.20	12.66	14.16	14.60
〃	右岸	水衝・洗掘	A	中湧別築堤	6.40~6.60	0.20	14.10	15.60	15.73
〃	右岸	水衝・洗掘	B	中湧別築堤	7.40~7.60	0.20	16.68	18.18	18.61
〃	右岸	水衝・洗掘	B	中湧別築堤	9.40~9.80	0.40	23.18	24.68	25.06
〃	右岸	水衝・洗掘	A	上湧別築堤	14.00~14.20	0.20	38.14	39.64	40.52
〃	右岸	水衝・洗掘	A	上湧別築堤	14.60~15.40	0.80	41.59	43.09	44.15
〃	右岸	水衝・洗掘	A	上湧別築堤	17.60~18.00	0.40	51.62	53.12	-
〃	右岸	水衝・洗掘	B	上湧別築堤	18.40~18.60	0.20	54.04	55.54	-
〃	左岸	重点区間		湧別左岸築堤	0.80~1.20	0.40	4.46	5.96	6.17
〃	左岸	重点区間		富美築堤	10.80~11.20	0.40	27.76	29.26	29.74
〃	左岸	重点区間		開盛左岸築堤	19.20~19.60	0.40	57.60	59.10	59.57
〃	右岸	重点区間		湧別右岸築堤	0.20~0.60	0.40	4.04	5.54	5.82



(2) 芭露川で水防上、特に重要な警戒防御区域は、次に定めるとおりとする。

水系名	河川名	市町村名	右・左岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要水防区域 延長 (km)	重要度	築堤の 有無	備考
				地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
佐呂間川	芭露川	湧別町	左岸	芭露	本間沢川との合流点	2.00	芭露	(町) 4号橋	2.44	0.44	A	有	排水機場
佐呂間川	芭露川	湧別町	左岸	芭露	(国)芭露橋	1.47	芭露	本間沢川との合流点	2.00	0.53	B	有	樋門

第2節 浸水想定区域

1. 浸水想定区域

本町の区域内における湧別川、芭露川及びその他河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水想定区域は、湧別町洪水ハザードマップとして掲載することとする。

2. 浸水想定区域内における要配慮者利用施設

本町の浸水想定区域内において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設は次のとおりである。

施設名称	所在地	電話番号	管理者	対象河川
特別養護老人ホーム湧別オホーツク園	東 41-1	5-3660	(福)湧別福祉会	湧別川
高齢者生活福祉センター亜麻の里	東 41-11	5-3800		
湧別オホーツク園リラの杜	東 41-16	5-3660		
老人デイサービスセンター	上湧別屯田市街地 335-1	2-5116		
ケアハウス来夢	上湧別屯田市街地 335-2	4-1100		
特別養護老人ホーム湧愛園	上湧別屯田市街地 336-1	2-3151		
湧愛園ちゅーりっぷの里				
デイサービスらん	上湧別屯田市街地 92-1	8-7116	(株)ドリーム・ケア	
デイサービスゆめの里		8-7117		
リビングケア・オリーブ	中湧別中町 726	4-1760		
グループホーム上湧別館	中湧別北町 23-7	4-2070		
地域活動支援センターポレポレ	中湧別南町 905-1	2-3771	NPOポレポレゆうべつ	
ゆうべつ学園	錦町 223	5-2410	湧別町	
上湧別学園	上湧別屯田市街地 1-1	2-2095		
湧別認定こども園	栄町 143-1	5-2234		
湧別児童センター		5-2432		
なかよし児童センター	中湧別中町 3021-1	2-2049		
湧別高等学校	中湧別南町 846-2	2-2419	北海道	
認定こども園みのり	中湧別中町 3021-1	2-3538	(学)和光学園	
ゆうべつこどもスペースぱすてる	栄町 219-1	8-7300	(福)北光福祉会	
曽我病院	中湧別中町 826-1	2-2001	(医)耕仁会	
ゆうゆう厚生クリニック	中湧別中町 3020-14	2-2185	JA 北海道厚生連	
サポートセンターばろう湖水の杜	芭露 2334-2	4-5525	(福)湧別福祉会	芭露川
芭露学園	芭露 411	6-2463	湧別町	
芭露保育所	芭露 413	6-2026		

3. 要配慮者利用施設への伝達

町は、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設等の現況について把握し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、洪水発生時に適切な対応ができるよう、防災情報伝達施設(防災スピーカー)、防災メール、防災ライン(LINE)、電話又はFAXなど複数の手段を用いて、洪水予報等の的確かつ迅速な伝達に努める。

第3節 水防施設

1. 雨量観測所

本町の区域に設置された雨量観測所は次のとおりである。

観測所名	位置	管理者	管理者連絡先
湧別	東 (オホーツク園裏)	網走地方気象台	0152-43-4348
中湧別	北兵村三区 1-1 地先	網走開発建設部 遠軽開発事務所	0158-42-2112
上芭露	上芭露 614-2 地先	オホーツク総合振興局 網走建設管理部遠軽出張所	0158-42-3165

2. 水位観測所

本町の区域又は、最寄りに設置された水位観測所は次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	位置	水防団 待機水位 m	氾濫 注意水位 m	避難判断 水位 m	氾濫 危険水位 m	管理者 及び連絡先
遠 軽	湧別川	湧別川	遠軽町 南町 3 丁目	78.90	79.30	80.30	80.60	網走開発建設部 遠軽開発事務所 0158-42-2112
開 盛	湧別川	湧別川	湧別町 開盛	52.50	52.90	—	—	
中湧別	湧別川	湧別川	湧別町 北兵村 3 区	7.40	8.10	9.40	9.60	
芭 露	佐呂間 別川	芭露川	湧別町 芭露	2.71	3.28	3.64	3.92	オホーツク総合振興局 網走建設管理部 遠軽出張所 0158-42-3165

3. 排水門及び内排水機の操作

施設管理者は、平時から管理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

- (1) 町（現地対策部）は、排水路の増水状況を把握し、必要に応じ排水ポンプを起動し、内水面の水処理の効果を上げるよう努める。
- (2) 排水ポンプ施設の運用については「芭露地区排水ポンプ場運用要領」によるものとする。

河川名	岸別	排水門名	所在	所管	ポンプの有無
湧別川	右岸	湧別河口樋門	港町	国	無
	左岸	川西樋門	川西	国	無
	右岸	2号樋門	錦町	国	無
	右岸	4号樋門	錦町	国	無
	左岸	5号樋門	川西	国	無
	左岸	富美第1樋門	札富美	国	無
	左岸	富美第2樋門	札富美	国	無
	左岸	18号樋門	富美	国	無
	左岸	開盛樋門	開盛	国	無
	左岸	27号樋門	開盛	国	無
シブノツナイ川	右岸	シブノツナイ湖畔堤樋門	信部内	道	無
	右岸	第一排水樋門	信部内	道	無
中ノ沢川	右岸	右一号樋管	川西	道	無
	右岸	右四号樋管	川西	道	無
	右岸	中の沢川右一号樋門	川西	道	無
	右岸	右三号樋管	川西	道	無
	右岸	右二号樋管	川西	道	無
芭露川	右岸	キノウシ樋管	芭露	道	無
	左岸	S P 277.2 樋門	芭露	道	無
	左岸	S P 930.0 樋門	芭露	道	無
	左岸	中学校裏樋門	芭露	道	有
	右岸	伊藤地先樋管	芭露	道	無
	左岸	小学校裏樋門	芭露	道	有
	右岸	小湊地先樋管	芭露	道	無
	左岸	多田樋管	芭露	道	無
	右岸	多田地先樋管	芭露	道	無
	右岸	竹中地先樋管	芭露	道	無
	左岸	宇野地先樋門	芭露	道	無
	左岸	竹中地先樋門	芭露	道	有
	右岸	S P 772.5 樋門	芭露	道	無
	右岸	S P 1508.5 樋管	芭露	道	無
	ボン川	右岸	内山橋上流樋管	芭露	道
ヌッポコマナイ川	左岸	第1号樋管	北兵村一区	道	無
	右岸	第2号樋管	北兵村一区	道	無
富美川	右岸	20号線樋管	富美	道	無
	右岸	21号線樋管	富美	道	無
	左岸	城岡地先樋門	富美	道	無
	左岸	21号線左岸樋門	富美	道	無
	左岸	がんけい橋樋管	富美	道	無
	右岸	小野地先樋門	富美	道	無
	左岸	安本地先左岸樋管	富美	道	無
	右岸	安本地先右岸樋管	富美	道	無
	左岸	竹内地先樋管	富美	道	無
	左岸	2号線樋管	富美	道	無

4. 水防倉庫及び備蓄資材

水防倉庫の所在及び備蓄資材は次のとおりとする。

(1) 水防倉庫の所在

湧別町役場上湧別庁舎倉庫・湧別庁舎倉庫、芭露水防倉庫

(2) 備蓄資材

(令和6年11月現在)

災害対策用資材備蓄一覧表		備蓄数量				備考	
対策区分	資材名	数量	内訳		備考		
			上湧別倉庫	湧別倉庫		芭露倉庫	
災害対策本部	カッパ	133着	133着	-	-	職員貸与	
	長靴	20足	-	15足	5足		
	胴付き長靴	30足	10足	10足	10足		
	緊急防災ブーツ	50足	50足	-	-	安全靴	
	ライフジャケット	85着	30着	35着	20着		
	反射板付き安全ベスト	30着	-	-	30着		
	懐中電灯(手持ち)	120個	55個	55個	10個		
	ハイブリットハンディライト	3個	2個	1個	-		
	ヘッドランプ	50個	-	50個	-		
	ヘルメット	80個	70個	-	10個		
	石油ストーブ(ポータブル)	28台	10台	12台	2台	TOM(2台)・芭露畜産(2台)	
	ラジオ(AM・FM手回し充電式)	14台	7台	7台	-		
	LEDランタン	20個	9個	9個	-	芭露畜産(2個)	
	ゴーグル	20個	20個	-	-		
	町防災無線(基地局)	3基	-	-	-	上湧別庁舎・湧別庁舎・登栄床	
	〃(固定局)	2基	-	-	-	湧別庁舎・登栄床	
	〃(移動中継局)(車載用)	1基	-	-	-	消防署芭露分遣所	
	〃(車載機)	27基	-	-	-	公用車	
	〃(携帯機)	22基	-	-	-	電算室・サーバー室	
	衛星電話	2台	2台	-	-		
	警杖	30本	30本	-	-		
	腕章	40枚	40枚	-	-		
	ボランテアベスト	50着	50着	-	-		
	資材倉庫	3基	1基	1基	1基		
	応急対策	スコップ(角)	30丁	10丁	10丁	10丁	
		スコップ(丸(剣先))	28丁	10丁	10丁	8丁	
		アルミスコップ	9丁	9丁	-	-	
掛矢		2本	-	1本	1本		
鉄ハンマー		1本	-	-	1本		
つるはし		10本	-	-	10本		
のこぎり		10本	-	8本	2本		
クワ		1丁	-	1丁	-		
ナタ		2丁	-	1丁	1丁		
工具セット		2個	2個	-	-		
ブルーシート		16枚	13枚	2枚	1枚		
土のう袋		25,100枚	5,500枚	13,000枚	6,600枚		
土のう袋(大)		600枚	-	600枚	-		
電池メガホン		10個	2個	3個	5個		
スピーカー拡声機		2台	1台	1台	-		
投光器(ハロゲンライト)		3基	-	3基	-	300w	
投光器(15基)		15基	10基	3基	1基	芭露畜産(1基) 500w×2	
投光器(メタルハライドライト)		1基	-	1基	-	175w×2個	
投光器(車載用)		2基	-	1基	1基		
コードリール(延長コード)		4基	4基	-	-	50m	
ディーゼル発電機		15基	8基	5基	1基	芭露畜産(1基) 30m	
可搬型ガソリン発電機		1基	-	-	-	登栄床防災センター	
		4基	2基	1基	-	TOM(1基) 5.5Kva	
		1基	1基	-	-	2.8kva	
		2基	-	2基	-	2.4kva	
		4基	-	-	1基	TOM(2基)・芭露畜産(1基) 2.3kva	
4基		-	-	2基	TOM(2基) 1.8kva		
5基		2基	2基	-	芭露畜産(1基) 1.6kva		
発電機用ガソリン携行缶(20l)		14缶	4缶	4缶	4缶	TOM(2缶)	
発電機用ガソリン携行缶(10l)		7缶	5缶	1缶	-	芭露畜産(1缶)	
ゴムボート(6人乗り)		1台	-	1台	-		
ゴムボート(2人乗り)		1台	-	-	1台		
ボート用ポンプ(電動)		1個	-	1個	-		
ボート用ポンプ(手動)		2個	-	1個	1個		
フロートロープ(水に浮くロープ)		2巻	-	1巻	1巻		
トラロープ		1巻	-	1巻	-		
夜光ロープ		5本	-	-	5本	10m×5本	
組みロープ		1巻	-	-	1巻	100m	
鉄杭		40本	-	-	40本	1m	
2連はしご		2脚	-	1脚	1脚		
バリケード(車管)		20脚	-	10脚	10脚		
水防工法マット		4セット	-	-	4セット	2410×600	
スノーシュー		10足	-	10足	-		
スノーボード(ソリ)		2台	-	-	2台		
除雪用スコップ		20丁	-	10丁	10丁		
担架		2台	-	-	2台		
リヤカー		2台	-	-	2台		
一輪車	5台	-	5台	-			
アルミスノーカート(ママさんダンプ)	10台	-	5台	5台			
避難所対策	毛布	1,000枚	60枚	160枚	-	その他770枚(各避難所)	
	簡易寝袋(タイベック)	60枚	-	60枚	-		
	アルミ折りたたみマット	400枚	-	200枚	100枚	TOM(100枚)	
	レディースセット(夜用ナブキン他)	40セット	-	40セット	-		
	紙おむつ(新生児、S、M、L)	272個	272個	-	-		
	ウェットティッシュ(30枚入)	120袋	120袋	-	-		
	段ボールベッド	60個	-	25個	15個	TOM(20個)	
	アルファ米・新食缶ペーカリー・米粉めん・汁物	6,024食	1,834食	1,380食	-	その他2,810食	
	スナック・ビスケット・ようかん・ミルク	3,064食	1,056食	1,900食	-	その他108食	
	給水容器(20ℓ蛇口付プラスチック容器)	53個	-	53個	-		
	ワンタッチパーテーション	50個	-	-	-	TOM(50個)	
救急箱	2箱	-	2箱	-			

第4章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

1. 水防活動用警報等の種類

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気 象 予 報 警 報 法第10条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用津波注意報・警報	網走地方气象台 (大雨・高潮・洪水) 気象庁 (津波)	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
洪 水 予 報 法第10条第2項 法第11条第1項 気 象 業 務 法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・情報	網走開発建設部 北 海 道 網走地方气象台 共 同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水 防 警 報 法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	網走開発建設部 北 海 道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

1. 水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき

（大雨警報・洪水警報を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発せられたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発せられたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

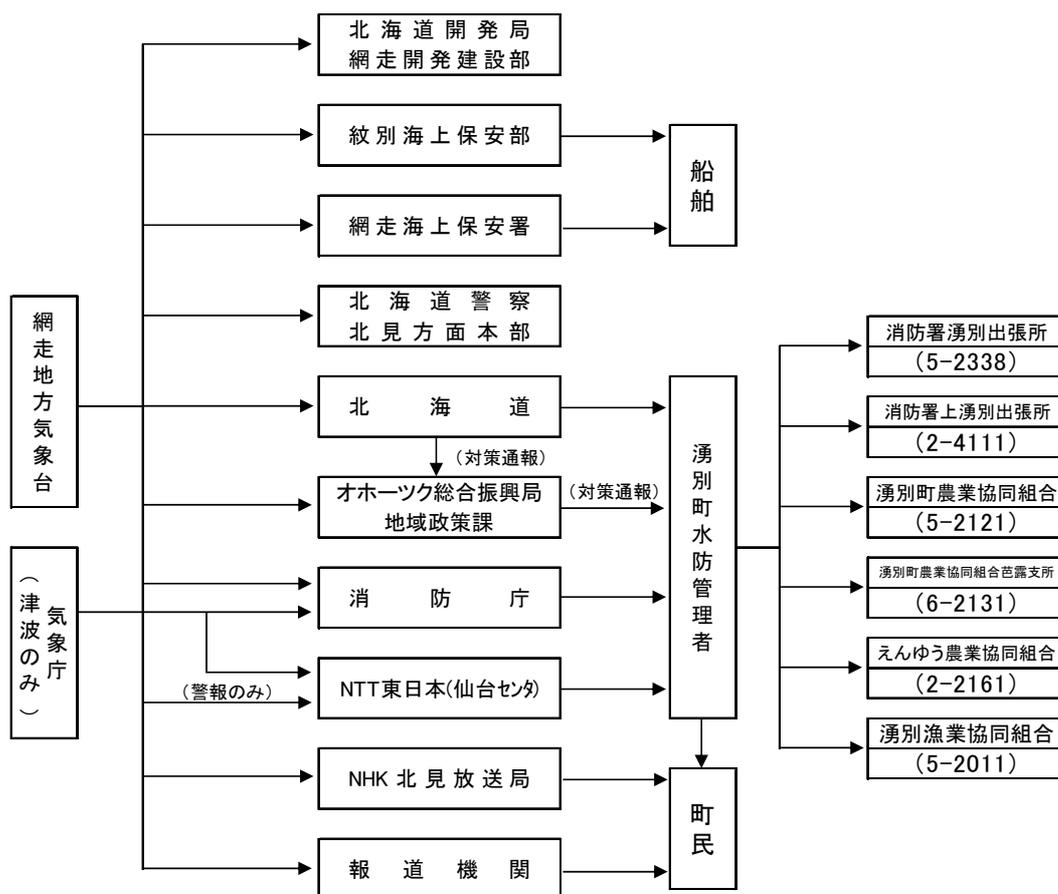
2. 指定河川洪水注意報及び警報

法第10条第2項及び第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	内 容
〇〇川（指定河川） 洪水注意報	洪水予報河川に対して行う洪水注意報。洪水によって水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 〇〇川氾濫注意情報との標題で発表する。
〇〇川（指定河川） 洪水警報	洪水予報河川に対して行う洪水警報。洪水によって重大な水害の起こるおそれのある場合に、河川名を冠して水位または流量を示して行う予報。 氾濫が広域報または〇〇川氾濫発生情報との標題で発表する。域及びその水深を予報する。〇〇川氾濫警戒情報、〇〇川氾濫危険情に及ぶ河川では、氾濫後において、氾濫により浸水する区

3. 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

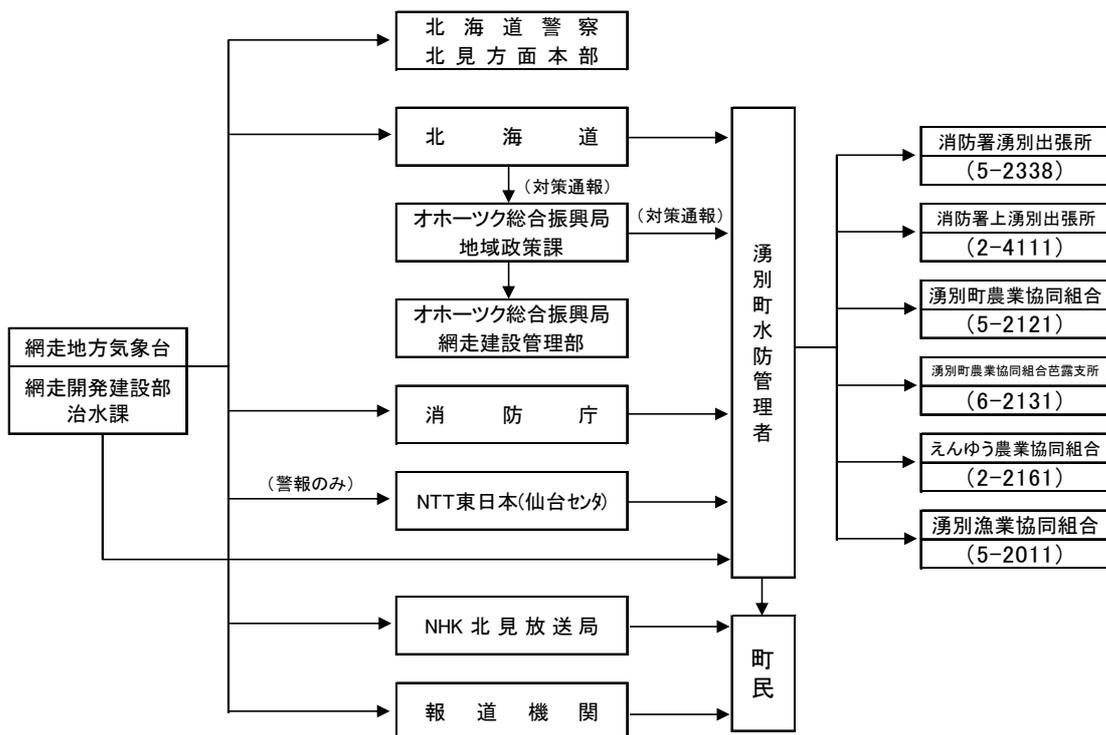
水防管理者は、水防活動用気象警報等の通知を受けたときは次により伝達を行うものとする。



第3節 指定河川洪水予報

知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、知事が指定した河川について、洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

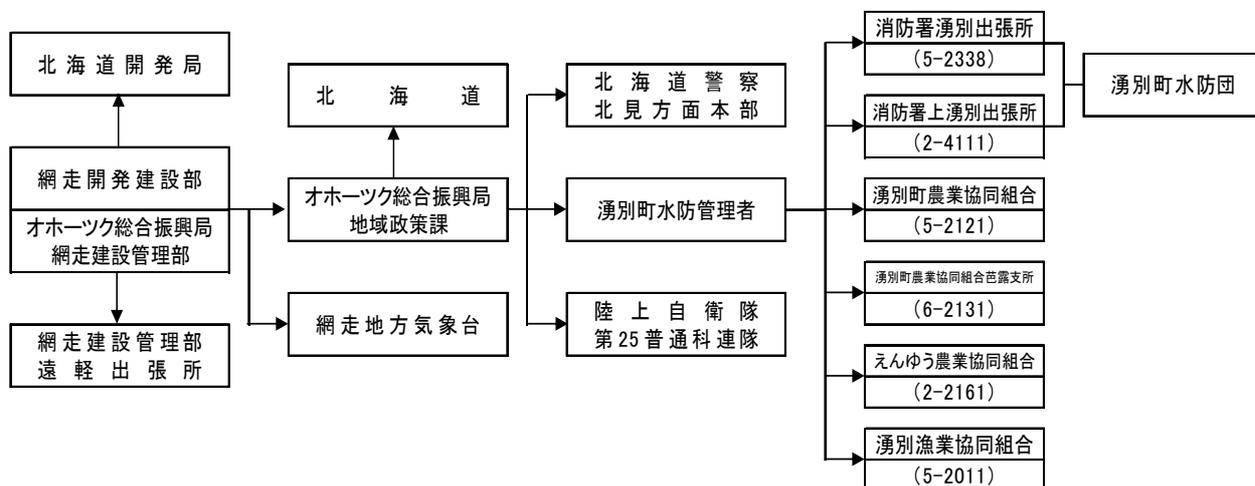


1. 洪水予報の種類、危険度レベル、水位の名称、発表基準等

洪水の危険度のレベル	洪水予報の種類	水位の名称	発表する情報(予報文の標題)	発表基準	市町村・住民に求める行動等
レベル5	洪水警報	氾濫の発生	〇〇川 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	直ちに安全確保
レベル4 (危険)	洪水警報	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	〇〇川 氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	町長は避難指示等の発令を判断 危険な場所から全員避難
レベル3 (警戒)	洪水警報	避難判断水位	〇〇川 氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	町長は高齢者等避難発令を判断 危険な場所から高齢者等は避難、それ以外の住民は、氾濫に関する情報に注意
レベル2 (注意)	洪水注意報	氾濫注意水位 (警戒水位)	〇〇川 氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき	水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	(発表なし)		水防団待機

第4節 水防警報

知事は、法第16条第1項及び第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川又は海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。



1. 水防警報の種類、内容及び発表基準

(1) 河川における水防警報

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、または水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を越え、災害の恐れがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または氾濫注意水位以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 津波に関する水防警報

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報又は津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	大津波警報、津波警報及び津波注意報が解除される等、水防活動が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

※気象庁の大津波警報・津波警報が発表されると自動的に水防警報「待機」を発表したものとす。

第5章 雨量・水位等通報・公表

第1節 水位等の通報・公表

1. 水位の通報・公表

(1) 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(2) 障害時の水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

○水位が次の各号の何れかに該当したときに提供する。

ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき

イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき

ウ 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時

エ 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき

オ 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき

カ 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき

2. 雨量の通報

(1) 雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

(2) 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報する。

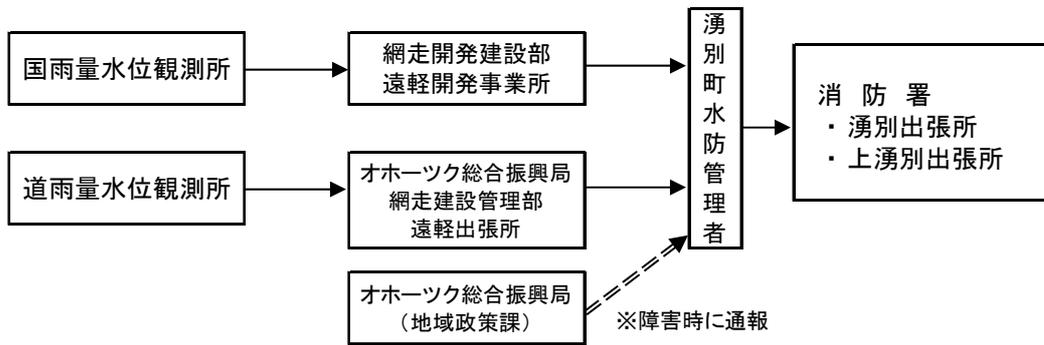
通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

イ 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

3. 水位等通報系統図

道及び北海道開発局からの水位等通報系統図は次のとおり



第6章 通 信 連 絡

第1節 水防通信網の確保

1. 通信連絡施設等の整備強化

道及び水防管理団体は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

2. 町の通信連絡

町の通信連絡は、一般有線通信によるが同施設が使用不能な場合は、次の副通信施設を用いて行うものとする。

専用通信施設	所 轄 機 関 名	施 設 種 別	責 任 者
町防災行政無線	湧別町役場	無 線	総務課長
道防災行政無線	湧別町役場	無 線	総務課長

3. 通信連絡責任者

水防管理者は、水防警報及び情報連絡等の重要性に鑑み、水防に係りのある機関及び連絡責任者を次のとおりとし、あらかじめ関係機関に通知しておくものとする。

関係機関	代表電話	連絡責任者	住 所
網走開発建設部 遠軽開発事務所	0158-42-2112	所 長	遠軽町大通北7丁目
オホーツク総合振興局 網走建設管理部遠軽出張所	0158-42-3165	所 長	遠軽町福路1丁目
遠軽地区広域組合 消防署湧別出張所	5-2338	出 張 所 長	湧別町緑町
遠軽地区広域組合 消防署上湧別出張所	2-4111	出 張 所 長	湧別町上湧別屯田市街地
NTT東日本一 北海道東支店北見営業支店	0157-21-2250	営業支店長	北見市中央町2-18
遠軽警察署湧別駐在所	5-2342	所 長	湧別町曙町
遠軽警察署芭露駐在所	6-2016	所 長	湧別町芭露
遠軽警察署上湧別駐在所	2-2517	所 長	湧別町上湧別屯田市街地
遠軽警察署中湧別駐在所	2-2034	所 長	湧別町中湧別南町
湧別建設業協会	6-2348	会 長	湧別町芭露 (株長谷川建設)

第7章 水防活動

第1節 水防配備

1. 町の非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備体制により水防業務を処理するものとする。

但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

なお、災害対策本部が設置されたときは、直ちに湧別町地域防災計画に基づく非常配備体制により処理するものとする。

町の非常配備基準

種 別	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
第一非常配備	1. 気象業務法に基づく情報、または警報を受けたとき。また、災害発生の恐れがあるとき。 2. その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のため、総務対策部等少人数をもって当たるもので、状況により、さらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第二非常配備	1. 局地的災害の発生が予想される場合、または災害が発生したとき。 2. その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	関係各班所要人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第三非常配備	1. 広域にわたる災害の発生が予想される場合、または被害が特に甚大と予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2. 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれ災害応急活動ができる体制とする。

※ 災害の規模及び特性に応じ、上記の基準によりがたいと認められるときは、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

消防機関の非常配備基準

種 別	配 備 の 時 期	配 備 の 内 容
第一非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報指定河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2. 大雨警報、洪水警報が発表され、または河川等の状況により待機を必要と認められたとき。 3. 北海道知事から待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幹部消防職、団員の招集を行い状況に応じ直ちに出動できるよう非番の職員に対し自宅待機を指示する。 2. 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行う。 3. 予想される災害の状況、過程によって担当分団の団員を招集し増強を行う。
第二非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 2. 大雨警報、洪水警報が発表され、または河川等の状況により水防活動の準備を必要と認めたとき。 3. 北海道知事から準備の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非番消防職員及び消防団員を招集し各隊の編成を行う。 2. 水防本部に連絡員の派遣を行い、連絡情報の収集につとめる。 3. 出動車両の整備点検を行う。 4. 水防資機材及び各隊装備機材の整備準備を行う。 5. 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行う。
第三非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防警報指定河川に水防警報（出動）が発令されたとき。 2. 大雨警報、洪水警報が発表され、または雨量、水位、流量その他の状況により堤防の水の溢れ、決壊等の恐れがあるとき。 3. 北海道知事から出動の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防職員、団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動、水防活動、水防活動及び避難救助活動を行う。

第2節 巡視及び警戒

1. 河川等の巡視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、河岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

地区別監視員

区域名	担当河川名	巡視担当課	監視人数
湧別市街	湧別川	建設課 水道課	4人
登栄床 東 福島	ポント川 テイネ川 (その他担当区域内の小河川)		
芭露 上芭露 西芭露 東芭露 志撫子 計呂地	芭露川 本間沢川 ポン川 キナウシ川 西の沢川 志撫子川 計呂地川 (その他担当区域内の小河川)		
川西 信部内 緑蔭	東ノ沢川 中ノ沢川 シブハツナイ川 信東川		
中湧別	湧別川(中湧別の範囲) 中土場川 ヌッポコマナイ川 (その他担当区域内の小河川)		
上湧別	湧別川(上湧別の範囲) 富美川 (その他担当区域内の小河川)		
開盛	湧別川(開盛の範囲) サナブチ川 (その他担当区域内の小河川)		
			4人

2. 非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に連絡するものとし、水防管理者は、当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

監視員の巡視に当たり、注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 堤防斜面で漏水又は飽水による亀裂及びびがけ崩れ
- (2) 川側で水当たりの強い場所の亀裂及びびがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の水の溢れ状況
- (5) 排水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他構造物と堤防の取付部分の異常

第3節 警戒区域

1. 警戒区域の設定

法第21条の規定に基づき、消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し又はその区域から退去を命ずることができるものとする。

2. 警察官の警戒区域の設定

前項に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は消防機関に属する職権を行使することができるものとする。

3. 警戒区域の設定の報告

前1及び2において、警戒区域を設定したときは、直ちに水防管理者、消防機関の長及び警察署長に報告するものとする。

第4節 水防作業

1. 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状況等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最

も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 避難及び立退き

1. 避難及び立退き

法第29条の規定により水防管理者が、避難のため立退きを指示する場合には、知事（オホーツク総合振興局長）及び遠軽警察署長に通知するものとする。

また、解除公示した場合も同様とする。

2. 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のため立退きを指示することができないと認められるとき又は、水防管理者から要求があったときは、必要と求める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

警察官が立退きを指示するときは、水防管理者に通知、連絡するものとする。

3. 避難及び立退きの順序

避難及び立退きの順序は湧別町地域防災計画第5章災害応急対策計画第4節避難救出計画によるものとする。

4. 避難者の輸送及び避難場所

避難者の輸送及び避難場所は、湧別町地域防災計画第5章災害応急対策計画第4節避難救出計画及び第13節輸送計画によるものとする。

第6節 非常輸送

1. 水防資機材、人員等の非常輸送

非常の場合の資機材、人員等の輸送は、湧別町地域防災計画第5章災害応急対策計画第13節輸送計画によるものとする。

第7節 決壊・越水等の通報

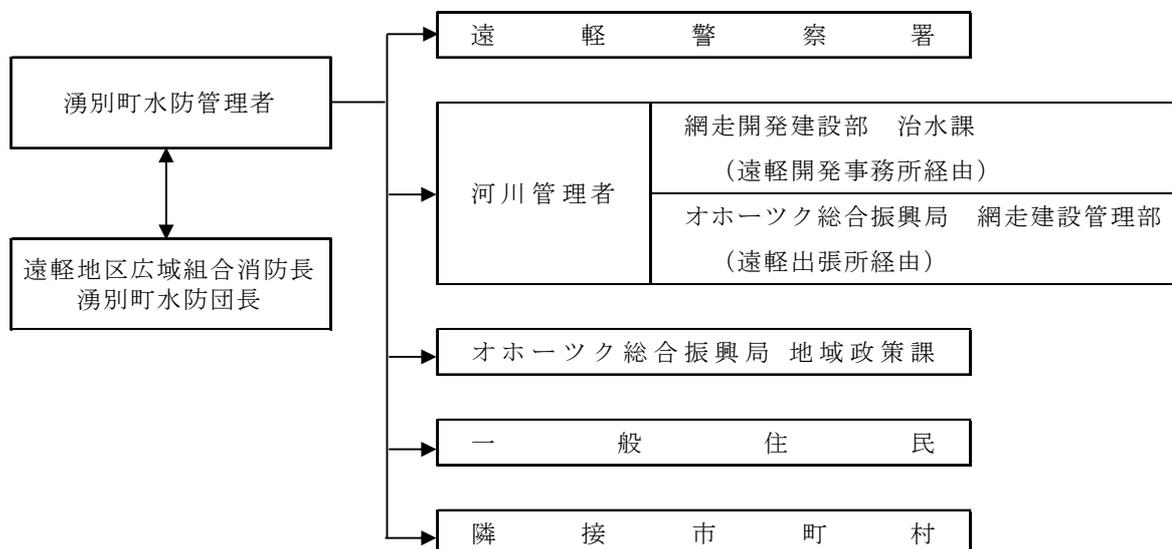
1. 決壊・越水等の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水、溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防長は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2. 堤防等の決壊・越水等通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



3. 決壊・越水後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは以上な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第8章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

1. 北海道開発局長の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（湧別川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

2. 北海道知事の協力事項

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

第2節 水防管理団体相互間の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めるものとする。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、遠軽警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ遠軽警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第9章 水防信号、水防標識等

第1節 水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）の達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

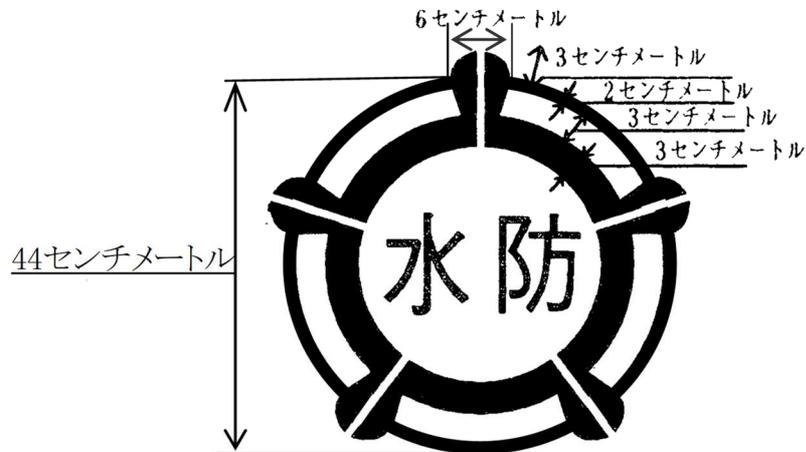
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○- 休止- ○- 休止- ○- 休止- ○- 休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○- 休止- ○- 休止- ○- 休止- ○- 休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○- 休止- ○- 休止- ○- 休止- ○- 休止
第4信号	乱 打	約 1分 5秒 1分 ○- 休止- ○-

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条の規定により、知事の定めた水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



- 注 1 水防の字は赤とする。
2 外枠は黒とする。

第3節 身分証票

法第49条第1項又は第2項の規定により、町の職員及び水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表	裏
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 票</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">湧別町長 印</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本証は水防法第49条第2項による立入証である。 2. 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 3. 記名以外の者の使用を禁ずる。 4. 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第10章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1. 費用負担

法第41条の規定により、湧別町の水防に要する費用は、湧別町が負担するものとする。

法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2. 利益を受ける市町村の費用負担

法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請するものとする。

第2節 公用負担

1. 公用負担

法第28条第1項、第2項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者も水防の現場において、同様の権限を行使することができる。

なお、水防管理団体は法第28条第3項の規程により、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2. 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、別記様式1に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

別記様式1

第 号
公 用 負 担 権 限 委 任 証
住 所 職 名 氏 名
上記のものに 区域内における水防法第28条1項の権限行使について 委任したことを証明する。
年 月 日
委任者 職氏名
印

3. 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、別記様式2に定める公用負担命令票を2通作成しその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

別記様式2

第 号	公用負担命令票	住所
		氏名
水防法第28条1項の規定により、次のとおり公用負担を命ずる。		
1. 目的物		
(1) 所在地		
(2) 名称		
(3) 種類		
(4) 数量		
2. 負担内容 (使用、収用、処分等について詳記すること)		
年	月	日
	命令者 職氏名	印

4. 損失補償

法第28条第2項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第11章 水防報告

第1節 水防報告

1. 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防機関を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- (3) その他報告を必要と認める事態が発生したとき

2. 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までにオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

第12章 公務災害補償

第1節 公務災害補償

1. 水防団員等の公務災害補償

法第6条の2の規定により、水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「北海道市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和32年2月13日条例第1号）の定めるところにより補償するものとする。

第13章 水防訓練

第1節 水防訓練

1. 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び団体に対し、随時水防工法についての技能を習得せしめるとともに、法第35条に定めるところにより、毎年1回以上水防訓練を実施するものとする。

第14章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 浸水想定区域の避難確保等

1. 浸水想定区域の指定

法第14条の規定により、北海道開発局及び道は、洪水予報河川及び水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

法第15条第1項の規定により、市町村防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う、洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。なお、町は、要配慮者利用

施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、町は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防施設を置くように努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告することができる。